

平成21年度 第1回倉敷市環境審議会

日時 平成21年6月5日(金) 15:00～

場所 倉敷市水道局庁舎 3階 大会議室

1 委嘱辞令交付

2 開会・あいさつ

3 会長・副会長の選出について

4 議 事

(1) 20年度実績報告及び21年度重点施策等について

(2) 次期環境基本計画策定について(案)

5 その他

6 閉 会

倉敷市環境審議会委員名簿

任期（平成21年6月5日～平成23年5月31日）

氏 名	所属団体等	備 考
あおえ ひろし 青江 洋	倉敷水辺の環境を考える会	住民代表
あおやま いさお 青山 勲	岡山大学名誉教授	学識経験者
あかざわ ふ き え 赤沢 富貴枝	倉敷市婦人協議会会員	住民代表
いしい ぜんぞう 石井 善三	公募委員	住民代表（公募）
いちだ ともよし 市田 友宣	岡山県備中県民局環境課長	行政機関
いのうえ けんたろう 井上 堅太郎	岡山理科大学教授	学識経験者
おだ じゅんこ 小田 淳子	吉備国際大学教授	学識経験者
かじた ひろし 梶田 博司	川崎医療福祉大学教授	学識経験者
かわべ せいいちろう 河邊 誠一郎	倉敷の自然をまもる会	住民代表
しらが か な こ 白神 加奈子	公募委員	住民代表（公募）
すずき あつお 鈴木 厚男	日本ゼオン(株)水島工場（水島企業代表）	住民代表
すそわけ ゆ み こ 裾分 由美子	倉敷市立自然史博物館友の会評議員	住民代表
たなか としろう 田中 俊郎	公募委員	住民代表（公募）
ときとう ともこ 時任 智子	倉敷芸術科学大学准教授	学識経験者
とみた のぶあき 富田 信昭	倉敷地区労働者福祉協議会議長	住民代表
はまぐち ゆうじ 浜口 祐次	倉敷市議会議員	行政機関
はやし のぶひろ 林 伸洋	公募委員	住民代表（公募）
ほんごう み き こ 本郷 美紀子	倉敷市環境衛生協議会理事	住民代表
まるやま ようこ 丸山 洋子	倉敷商工会議所女性会副会長	住民代表
やすはら しんいちろう 安原 信一郎	倉敷市立自然史博物館長	行政機関

（五十音順 敬称略）20名

倉敷市環境リサイクル局組織図(平成21年4月1日現在)

環境リサイクル局(348人)

局長 浅野憲次
参与 松浦勝巳

環境政策部(47人)

部長 祢屋純男
次長 常藤 馨

環境政策課(25人)

課長 永瀬一雄 課長補佐 佐藤慶一
課長主幹 田野隆紀
課長主幹 中原誠二

環境管理係長 岡本規利
大気騒音係長 岡本明広
水質係長 行武英則
自然保護係長 岡本 正

地球温暖化対策室(4人)

室長(兼) 中原課長主幹
主幹 大江 宏

主任 三宅康裕

環境監視センター(6人)

所長(兼) 田野課長主幹
主幹 剣持泰雄

監視係長 牧野 修
調査係長(兼) 剣持主幹

環境衛生課(20人)

課長 小田博則 主幹(兼) 長尾重樹
課長主幹 高尾眞市

主任 横山 茂
主任 安原康雄

中央斎場(9人)

所長 古谷基之
真備斎場

主任 沖藤善則
所長(兼) 古谷所長

リサイクル推進部(187人)

部長 物部健二
次長 木元幸治
副参事 平松 晃
副参事 高橋義樹

産業廃棄物対策課(8人)

課長 國枝 稔 課長補佐 木村則博
課長主幹 二宮 誠

一般廃棄物対策課(151人)

課長 黒田哲朗 主幹 室山浩司
課長主幹 高橋一雄 主幹 浅沼健一
課長主幹 渡邊 勉 主幹 豊田浩二
課長主幹 滝沢啓市 主幹(兼) 蜂谷 隆

管理係長(兼) 室山主幹
企画係長(兼) 浅沼主幹
指導係長 大瀧慎也
リサイクル推進係長 柳澤博文

倉敷環境センター(86人)

所長(兼) 滝沢課長主幹
主幹 芳岡勝彦

施設係長(兼) 芳岡主幹
収集1係長 中塚 進
収集2係長 中島清志
収集3係長 原 和生

水島環境センター(9人)

所長 細岡孝二

主任 井上広一
主任 松井廣史

児島衛生センター(21人)

所長(兼) 渡邊主幹

主任 谷 重利
主任 宮川稔浩

児島環境センター(11人)

所長 藤原 稔

主任 三宅伸幸
主任 荒金 桂

玉島環境センター(11人)

所長 大下政治

主任 佐伯 貢
主任 野々垣善明

環境施設課(25人)

課長(兼) 高橋副参事 主幹 長尾重樹
課長主幹 坪井 透 主幹 金井裕二
主幹 蜂谷 隆
主幹 田辺 清
主幹 渡邊康弘

主任 渡邊敏温
主任 明賀文男
主任 上野 誠
主任 片岡伸仁
主任 荒瀬真樹

東部埋立事業所(12人)

所長 北原 潤

主任 橘 哲夫

下水道部(114人)

部長 永原良三
次長 塩尻康文
副参事 西井宗文
副参事 白金古至

下水計画課(19人)

課長 井手敏夫
課長主幹 小郷英治

課長補佐 小松大介
主幹 長谷川清
主幹 田中紀美恵

庶務係長(兼)
計画係長(兼)
主任
主任
主任
主任

田中主幹
長谷川主幹
小畑 茂
藤原 貢
藤井真也
吉和弘道

合併浄化槽設置推進室(4人)

室長(兼) 小郷課長主幹
主幹 真田昌生

主任

橘 真治

下水普及課(14人)

課長(兼) 白金副参事
課長主幹 尾嶋正文

課長補佐 岡 誠三
主幹 田邊陽一

業務係長
普及係長(兼)
排水設備係長(兼)
主任

森 茂治
岡課長補佐
尾嶋課長主幹
安原裕子

下水建設課(44人)

課長(兼) 西井副参事
課長主幹 柚木伸一
課長主幹 杉山 伸
課長主幹 山本淳二

主幹 木村正明
主幹 片山久司
主幹 白神一孝
主幹 埴岡浩明
主幹 月本浩治

建設1係長(兼)
建設2係長(兼)
建設3係長(兼)
維持管理係長(兼)
主任
主任
主任
主任
主任
主任
主任

埴岡主幹
月本主幹
白神主幹
片山主幹
岩知道訓裕
近藤雅嗣
吉田恒征
井植健二
井手口伸明
小野幹夫
藤井 孝
諏訪孝志

下水施設課(35人)

課長 浅井 清
課長主幹 黒瀬達夫
課長主幹 脇本富治
課長主幹 立古八三
課長主幹 濱口健一
課長主幹 高原 悟

主幹 根石敬二
主幹 畑 幹男
主幹 高橋 均
主幹 渡辺 優
主幹 金光浩二

主任
主任
主任
主任
主任

吉田圭一
関口 伸
林 宏章
森田政和

倉敷下水処理場(3人)

所長 綾野豊明

主任
主任

片山純次
大橋弘和

水島下水処理場(5人)

所長(兼) 脇本課長主幹
主幹 渡邊將司
主幹 大江 昇
主幹 三宅 讓

児島下水処理場(5人)

所長(兼) 濱口課長主幹
主幹 田中吉彦
主幹 吉田精治

玉島下水処理場(5人)

所長(兼) 立古課長主幹

主任
主任

大崎博文
畑野和彦

真備下水処理場(一人)

所長(兼) 綾野豊明

主任(兼)
主任(兼)

片山主任
大橋主任

○倉敷市環境基本条例

平成11年12月22日

条例第34号

私たちのまち倉敷市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。

このような豊かな自然のもと、文化薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りであります。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、環境への負荷を増大させ、ひいては、すべての生物の生活基盤となる地球の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより、多くの命を育んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人と共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていかなければなりません。

ここに、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
- (3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎのある都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、倉敷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ倉敷市環境審議会条例(平成11年倉敷市条例第1号)に規定する倉敷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、市民に環境の状況及び環境の保全等に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第12条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第13条 市は、潤いと安らぎを与える海、河川、ため池等の水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、美しい町並み等の景観的資源等の環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又は民間団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、民間団体等の自発的な活動を促進するため、個人、法人その他のものの権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第19条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 倉敷市自然環境保全条例(昭和49年倉敷市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

○倉敷市環境審議会条例

平成11年3月26日

条例第1号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、倉敷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- (3) 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全上必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

3 部会長及び副部会長並びに部会の会議については、前2条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市公害対策審議会条例(昭和42年倉敷市条例第94号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

公害対策審議会	委員	日額 8,700円	同上
	専門委員	日額 8,700円	同上
自然環境保全審議会	委員	日額 7,100円	同上
	臨時委員	日額 7,100円	同上

」を「

環境審議会委員	日額 7,100円	同上
---------	-----------	----

」に改める。

- 5 倉敷市自然環境保全条例(昭和49年倉敷市条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 自然環境の回復(第8条―第11条)

第3章 自然環境の保全(第12条―第30条)

第4章 自然保護監視員(第31条)

第5章 罰則(第32条―第35条)

附則

第8条第1項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改め、同条第2項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第12条第1項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改める。

第13条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「及び第22条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び」を「に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する」に、「及び第8条第1項に規定する県自然環境保全地域及び環境緑地保護地域」を「に規定する岡山県自然環境保全地域及び同条例第8条第1項に規定する環境緑地保護地域等」に改め、同条第3項中「倉敷市自然環境保全審議会」を「倉敷市環境審議会」に改める。

第4章の章名中「自然環境保全審議会及び」を削る。

第31条を削り、第32条を第31条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り上げる。

20年度実績報告及び21年度重点施策等について

1 自然環境の保全

資料 I

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度の取り組み	備考
◎身近な自然(生き物)とのふれあえる環境づくり	探鳥コースを12カ所設置します。	・11カ所目のコースの最終決定を行い案内板を設置する。 ・探鳥会の実施を検討する。	・夏鳥について2回調査を実施した。 ・ふなのお探鳥コース案内板を設置した。(船穂町水江)	・12カ所目となるコース候補の検討を野鳥の会の協力のもとに行う。 ・探鳥会を実施する。	
◎貴重な動植物の保護対策の推進	12カ所でビオトープづくりを行います。	・平成19年度から実施している倉敷ホタル愛好会との協働(市民企画提案事業)により末政川の護岸整備を平成20年度も継続する。	・倉敷ホタル愛好会との協働事業により、ホタルの棲める護岸整備を行った。 (ビオトープ計11カ所)	・箭田小学校に12カ所目のビオトープを新設する。 ・酒津ホタルを親しむ会との協働(市民企画提案事業)により、酒津地内に13カ所目のビオトープを整備する。	
	「倉敷版レッドデータブック」を作成します。	・自然史博物館と協力し、鳥類、昆虫類など掲載できていない分類群について順次、公開する。	・新たに鳥類のデータを作成し、環境政策課のホームページで公開した。	・自然史博物館と協力し、昆虫類・植物など掲載できていない分類群について順次、公開する。	
◎自然環境に配慮した公共工事の推進	自然環境に配慮した公共工事を推進します。	・自然環境保全実施計画連絡会議などで、公共工事担当課へ希少野生動植物に関する情報提供を行い、生息環境の保護にむけた公共工事の施工を図る。	・自然環境保全実施計画連絡会議で、公共工事担当課へ希少野生動植物に関する情報提供を行った。 ・公共工事担当課へ自然環境に配慮した施工例の調査を行い、5カ所11施工例の回答を得た。 ・希少野生動植物に配慮した工事を3カ所で実施した。	・自然環境保全実施計画連絡会議などで、公共工事担当課へ希少野生動植物に関する情報提供を行い、生息環境の保護にむけた公共工事の施工を図る。また自然環境に配慮した施工例を紹介し、自然環境に配慮した工事を推進する。	

2 安全で自然豊かな水環境の保全

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度の取り組み	備考
◎安全な水の保全	公共用水域及び地下水環境基準を達成します。	・窒素、リンの汚濁負荷量削減の確認のため調査を実施する。	・環境基準が未達成の地点もあるため、発生源の対策として129事業場に対して立入調査を行った。	・窒素、リンの汚濁負荷量削減のため継続して発生源調査を実施する。	
	公共下水道の普及率を公共下水道 69.4%に、合併処理浄化槽の普及率を 15.7%にします。	・普及率の平成20年度目標値を公共下水道 65.5%、合併浄化槽 15.3%とする。	・第10次下水道整備五箇年計画の3年目として各処理区の管きよ整備を進めた。 ・その結果、平成20年度末現在の普及率は、公共下水道 67.4%、合併浄化槽 15.1%となった。	・普及率の平成21年度目標値を公共下水道 68.9%、合併浄化槽 15.3%とする。	
	公共下水道の水洗化率(接続率)を91%にします。	・平成20年度目標値を90.3%とする。	・平成20年度末現在の水洗化率 89.2%となった。	・平成21年度目標値を89.5%とする。	
◎恵み豊かな水の保全	生活排水汚水対策に関する出前講座を年10回開催します	・市内の小中学校において年10回実施する。	・市内の小中学校等において、延べ11回の出前講座を実施し、401人が受講した。	・市内の小中学校等において年10回程度実施する。	
	環境美化ボランティアネットワークの整備をします	・児島湖流域水質保全基金により、10団体への助成を行う。	・同基金を活用し、流域内 5 団体に清掃機材の整備費を助成した。	・同基金により、10団体への助成を行う。 ・また、広報誌及び環境政策課ホームページ等を用い広く募集を行う。	実施地区は、児島湖流域に限る。
	◎潤いと安らぎの水辺の保全	河川、海浜1カ所、海浜1カ所において実施する。	・平成20年7月26日(土)に海辺教室(児島通生の海岸)を実施し、親子13組38名が受講した。 ・平成20年8月9日(土)親子水辺教室(高梁川河川敷 水江の渡し)を実施し、親子11組28名が受講した。	・河川1カ所、海浜1カ所において実施する。 ・平成21年8月2日(日)に海辺教室(児島通生の海岸)を実施する。 ・平成21年8月23日(日)に親子水辺教室(高梁川河川敷 水江の渡し)を実施する。	

3 有害化学物質対策

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度取り組み	備考
◎有害化学物質の環境調査の実施	環境大気中のダイオキシン類の調査(住居地域及び工場周辺の2地点で年4回)	・前年度から継続し、2地点で調査を実施する。	・住居地域及び工場周辺の2地点で調査を実施し、どちらの調査地点も環境基準を満足していた。	・継続して2地点で調査を実施する。	
	環境水質中のダイオキシン類調査(河川8地点、海域7地点)	・前年度から継続して調査を実施する。	・水質及び底質について海域の調査地点を1地点追加し、河川8地点、海域8地点で調査を実施した。 ・河川8地点、海域8地点の水質及び底質について、すべての調査地点で環境基準を満足していた。	・継続して調査を実施する。	
	土壌中のダイオキシン類調査(8地点)	・前年度から継続して調査を実施する。	・市内8地点で調査を実施した。 ・市内8地点の土壌について、すべての調査地点で環境基準を満足していた。	・継続して調査を実施する。	
◎有害化学物質の使用及び排出実態の調査	有害大気汚染物質の調査(5地点で毎月調査)	・前年度から継続し、5地点で調査を実施する。	・市内5地点で調査を実施した。	・継続して調査を実施する。	
	大気中のベンゼンの排出削減の指導	・発生源の把握と排出の抑制について企業と協力して進める。	・県条例に定めるベンゼン排出事業者に対し、これまで実施した削減対策を確認するとともに更なる削減対策を要請した。 ・平成20年度は全ての環境大気調査地点で環境基準を達成した。	・継続して環境基準が達成できるように、実施された削減対策の効果を確認するとともに、排出抑制について企業と協力して進める。	
	有機塩素化合物を含む揮発性有機化合物17物質の海域調査(3地点で毎月調査)	・前年度から継続して調査を実施する。	・揮発性有機化合物17物質の海域調査を3地点で毎月調査した。 ・海域3地点の揮発性有機化合物17物質について、すべての調査地点で環境基準を満足していた。	・継続して調査を実施する。	
◎有害化学物質の排出の抑制	テトラクロロエチレン等の揮発性有機物質の地下水調査(20地点)	・6地点で概況調査、21地点でモニタリング調査を実施する。	・市内6地点で概況調査、22地点でモニタリング調査を実施した。 ・概況調査については、6地点中1地点において環境基準を超過していたが、周辺の民家において井戸水の飲用はなかった。 ・モニタリング調査については、22地点中11地点において、環境基準を超過していた。	・市内6地点で概況調査を実施する。 ・また、22地点で調査を実施し、モニタリングを継続する。	
	工場・事業場排水中の揮発性有機化合物の監視強化、排出削減の指導	揮発性有機物質延べ2,200項目について調査する。	・揮発性有機物質については、延べ142排水口、延べ2,414項目について調査し、監視・指導を行った。すべての事業所において、排水基準を満足していた。	・揮発性有機物質延べ2,200項目について調査する。	
	産業廃棄物処分場下流等のダイオキシン類調査(20地点)、発生源への指導	・15地点で水質調査及びダイオキシン類についての調査を実施する。	・15地点で水質調査及びダイオキシン類についての調査を実施した。 ・これまでの水質調査の結果、環境基準を満足しており、順次排水地点の集約を行ってきている。	・12地点で水質調査及びダイオキシン類についての調査を実施する。 ・当面、適正な調査地点として調査を継続する。	
	内分泌かく乱化学物質など、新たに問題となった有害化学物質の環境調査を順次実施	・国による研究、県の調査結果を参考にし、今後の対応を検討していく。	・平成17年度からは、化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の方針について「EXTEND 2005」に基づき実施される調査研究等の情報の収集をした。	・平成20年度同様に環境省の動きなどの情報収集を行う。	

4 地球温暖化対策

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度の取り組み	備考
◎公共施設における省エネルギー対策の推進	公共施設において3施設でESCO事業を活用した省エネルギー対策を実施します。	・本庁舎において、ESCO事業導入適否の詳細調査を実施する。 ・エネルギー使用量の多い施設において、エネルギー管理標準を作成する。	・本庁舎でのESCO事業の導入可否調査を行ったが、費用対効果から導入効果は薄いとの結果であった。 ・エネルギー管理標準のサンプルを作成した。	・当初、本庁舎・児島競艇場・児島市民病院の3施設での実施を考えたいたが、本庁舎の診断結果からESCO事業の導入効果は薄いと推察されるため、施設の改修時期に合わせて検討する。 ・省エネ法改正後の「工場等判断基準」に従い、エネルギー管理標準(サンプル)の見直しをする。	
◎住宅の省エネルギー対策の推進					
◎エコライフ実践活動の推進	クリーンエネルギー自動車を導入(10台)し、購入する公用車はすべて「低燃費かつ低排出ガス認定車」とします	・購入する公用車はすべて「低燃費かつ低排出ガス認定車」とする。	・購入した公用車64台はすべて「低燃費かつ低排出ガス認定車」であった。 ・クリーンエネルギー自動車は平成20年度末現在、8台である。 (電気自動車2台、ハイブリッド車6台)	・購入する公用車はすべて「低燃費かつ低排出ガス認定車」とする。 ・クリーンエネルギー自動車(電気自動車)を10台購入する。	
◎太陽光発電システムの普及	公共施設において太陽光発電システム100kWを導入します。	・平成20年度は、倉敷南小学校に5kW1基を設置する。 ・平成19年度末現在で、船穂公民館、倉備図書館、クルクルセンター、倉敷翔南高校、長尾小学校の5施設に合計85kWのシステムを設置済み。	・倉敷南小学校に5kWを設置した。	・平成21年度は設置予定なし。 ・平成22年度に船穂武道館(20kW)及び真備体育館(30kW)に設置予定。	
◎バイオマスエネルギーの活用促進					
◎水島コンビナートにおける未利用エネルギーの活用促進	住宅3000戸に太陽光発電システムが設置されている状態にします。	・平成20年度の普及目標を380件とする。 ・普及促進のため、設置費用に対する補助制度を平成16年度から開始し、平成19年度までに1,001件の設置に対する補助を行っている。	・平成20年度の補助件数は281件であり、目標を下回った。 ・倉敷市内の住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成20年10月現在で2,899件(中国経済産業局調べ)となった。	・平成21年度から1kWあたりの補助額を2倍の30,000円とし、普及目標を380件とする。	
◎グリーン購入の普及啓発	岡山県・岡山市・倉敷市統一ノーマイカーデーにおける本市職員の取組率を100%にします。	・ノーマイカーデー運動における市職員の取組率を100%にする。	・年2回実施し、5月(94.3%)・10月(93.6%)の取組率であった。	・岡山県下統一ノーマイカーデー運動として、5月と10月に実施する。	
	グリーン調達の基本方針及び年度毎の調達方針を策定し、市のグリーン調達率を100%にします。	・平成20年度グリーン調達方針を策定する。 ・重点調達品目の調達率100%を目指す。	・平成20年度グリーン調達方針を策定した。 ・平成20年度における全重点調達品目におけるグリーン調達率は92.1%であった。	・平成21年度グリーン調達方針を策定する。 ・重点調達品目における調達率100%を目指す。	

5 廃棄物対策

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度の取り組み	備考
◎市、事業者、市民の役割分担による廃棄物の3Rの推進	一般廃棄物(ごみ)の年間排出量16万8千t以下(平成22年度)	平成20年度の年間排出量を16万7千t以下とする。	・家庭からごみステーションに出された燃やせるごみの約半分を占める生ごみについて、自家処理の促進を目的に、10月から「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」の内容を充実させた。(申請件数:前年度比約3倍) ・ごみ減量の啓発として、大型商業施設等でイベント(13回)を開催したり、出前講座や地元説明会(のべ88回)も実施した。 ・事業系ごみの適正処理指導として、大規模事業者(109件)に対する戸別訪問や市清掃工場での搬入物検査(延べ36日)を実施した。 ・児島地区において、事業ごみのごみステーションへの排出禁止について戸別訪問指導を実施した。 ・これらにより、ごみ総排出量も対前年約7,000t(3.9%)減の168,953tとなった。	・生ごみの排出抑制のため、今年度改正した「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」を、様々な方法で広く市民に周知する。 ・ごみステーションに出された燃やせるごみの約半分が生ごみで、手つかずの食品も大量に廃棄されているが、生ごみ減量のため、また倉敷市食育基本計画の観点から、市民や事業者に食べ残しをしないこと等呼び掛ける。 ・また、事業者から排出されるびん・かん・ペットボトルについて、分別が不十分なまま、市のごみ処理施設に搬入されているケースもあるが、これらについては、分別徹底の依頼と再資源化事業者への誘導を行うとともに、市の受け入れ体制の見直しを検討する。	別紙 倉敷市の一般廃棄物 (実績)
◎産業廃棄物管理表(マニフェスト)制度の推進	産業廃棄物の再資源化や不用品の活用システムの利用によるごみの減量化(平成9年度リサイクル率13%→平成22年度43%)	平成20年度のリサイクル率を42.8%とする。	・家庭からごみステーションに出された燃やせるごみの約半分を占める生ごみについて、自家処理の促進を目的に、10月から「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」の内容を充実させた。(申請件数:前年度比約3倍) ・ごみ減量の啓発として、大型商業施設等でイベント(13回)を開催したり、出前講座や地元説明会(のべ88回)も実施した。 ・事業系ごみの適正処理指導として、大規模事業者(109件)に対する戸別訪問や市清掃工場での搬入物検査(延べ36日)を実施した。 ・児島地区において、事業ごみのごみステーションへの排出禁止について戸別訪問指導を実施した。 ・これらにより、ごみ総排出量も対前年約7,000t(3.9%)減の168,953tとなった。 ・一方、総資源化量は、対前年とほぼ同量となり、結果リサイクル率は45.2%と向上した。	・リサイクル率を向上させるためには、ごみの適正分別の徹底が重要であるが、現在の分別区分についても、再資源化できるものの例、シュレッダーくず、酒パック、化粧品(の例)「資源ごみ」として見直しを実施する。 ・ペットボトルは、従来は「燃やせるごみ」としながら、拠点回収を行い容器包装リサイクル法による再資源化も行ってきたが、今後は「資源ごみ」とし、ごみステーション収集を開始すること、ごみステーション再資源化を進める。 ・また、生ごみそのものを減らすため、倉敷市食育基本計画の観点からも、市民や事業者に食べ残しをしないこと等を呼び掛ける。	
◎監視制度の強化	産業廃棄物のマニフェスト制度を厳正に運用するとともに廃棄物処理業者への指導を十分に行います。	マニフェスト実績報告について、排出事業者等への周知徹底を図る。	・提出されたマニフェスト実績報告をもとに、排出事業者に対し、産業廃棄物の適正な排出について指導を行った。 ・電子マニフェストの普及を促進するため、産業廃棄物多量排出事業者55社に宛ててチラシの送付を行った。	・マニフェスト実績報告の提出について徹底をはかるとともに、排出事業者に対して産業廃棄物を適正に排出するよう引き続き指導していく。	
	産業廃棄物の不法投棄については関係機関との連携、情報交換体制を整えます。	・関係各課、各支所、県民局、警察との連絡会議を年2回開催する。	・岡山県や関係自治体との連絡会議を開催し、情報交換を行った。	・今後も岡山県や関係自治体との連絡会議により、連携や情報交換を行う。	

6 環境学習の推進

重点施策	達成目標	平成20年度の目標	平成20年度の実施内容	平成21年度の取り組み	備考
◎環境教育・環境学習の機会づくり ◎環境教育・環境学習の充実 ◎環境教育・環境学習の指導者の育成	市民、事業者などあらゆる立場、年代の人に対応した学習プログラムを用意し、環境学習の機会を提供します。	・市民ニーズなどを十分把握して取り組む。 ・出前講座、自然エネルギーセンターを継続して実施する。 ・地球温暖化防止と環境学習の推進の観点から「緑のカーテン」の取り組みを学校、市民へと呼びかけるとともに市庁舎でも実施する。	・対象者の年齢、ニーズなどにあわせて体験型や寸劇などのメニューで出前講座を実施した。 （30回実施、受講者数 1,112人） ・地球温暖化防止と環境学習の推進の観点から「緑のカーテン」の取り組みを学校、市民へと呼びかけるとともに市庁舎でも実施した。 （市民：179名 学校園：132校） ・講演会・討論会の実施やエコドライブ講習会、新エネルギーセンターなど地球温暖化問題についての学習プログラムを実施した。 ①エコドライブ講習会：30名 ②自然エネルギーセンター：6校 58	・市民ニーズなどを十分把握して取り組む。 ・出前講座、自然エネルギーセンターを継続して実施する。 ・平成21年度も引き続き、地球温暖化防止と環境学習の推進の観点から「緑のカーテン」の取り組みを学校、市民へと呼びかけるとともに市庁舎でも実施する。	
◎環境教育・環境学習の中核的施設の整備 ◎環境教育・環境学習を推進するための組織、システム構築	環境保全活動をするためのリーダー養成講座を実施します。	ESDの基本的な考え方を尊重し、地球温暖化など様々な環境問題についての講座を実施する。	・地球温暖化など様々な環境問題について、各地域や個々の現状にあつた継続的な人材育成について学ぶ講座を実施した。 ・生活にもっとも身近なごみ問題や日常生活での省エネルギー対策への取り組みについての講座を実施した。 受講者数 52名	・市民ニーズを把握し、様々な主体と協働での講座の実施や連続講座を開催する。 ・各課と協力し、地域でのさまざまな活動に役立てるボランティア養成講座の一部門としてリーダー養成講座開催する。 ・新たに自然環境教育プログラムについての入門講座を実施する。	
◎環境教育・環境学習を推進するための関連部署の連携	インターネットやSNSメディアを利用し、市民への環境情報の提供や市民ボランティア、NPO、事業者、他の行政機関との連携や情報交換を図るためのネットワークの構築を図ります。	ネットワーグ構築の検討を行う。	・中核市メーリングリストを活用して、先進都市事例などの情報収集を行った。 ・学校園に対するアンケート等について、倉敷市光ネットワーグかわせみネット'を活用して行った。	・市内LANなどのネットワークを利用するなど、環境教育・環境学習の関連情報の共有を行う。	

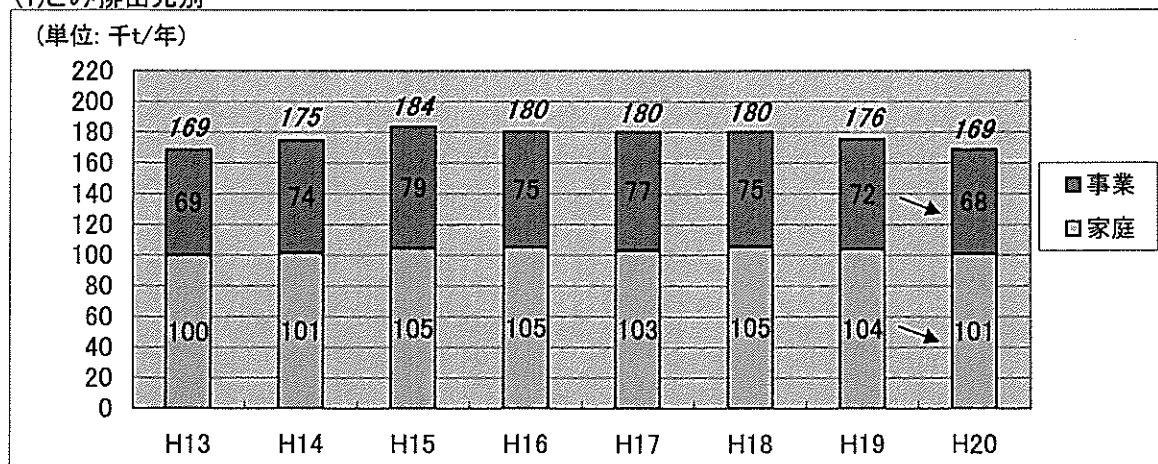
ESDとは、持続可能な社会の実現を目指し私たち一人ひとりが世界の人々と将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識しよりよい社会づくりに参加するための力をはぐくむ教育のことです。

倉敷市の一般廃棄物 (実績)

一般廃棄物対策課

1. ごみ総排出量の推移

(1) ごみ排出元別



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
家庭系ごみ (a)	100	101	105	105	103	105	104	101
事業系ごみ (b)	69	74	79	75	77	75	72	68
総排出量 (c=a+b)	169	175	184	180	180	180	176	169

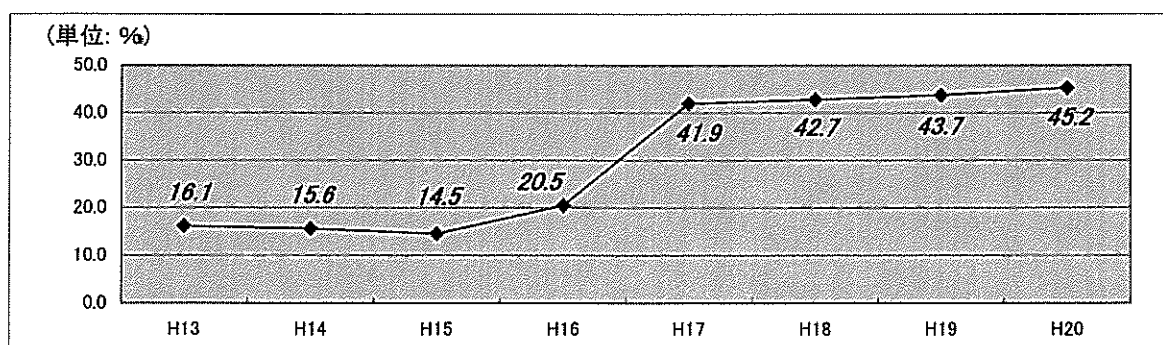
<= H20目標 167

(2) ごみ種別

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
燃やせるごみ	153	160	169	166	164	163	159	154
資源ごみ	9	9	9	8	9	9	9	8
埋立・不燃ごみ	5	4	4	4	5	4	4	3
粗大ごみ	1	2	2	3	3	3	3	3
総排出量 (c)	169	175	184	180	180	180	176	169

注) 使用済み乾電池とペットボトル(拠点回収)については、1千t/年未満のため省略

2. リサイクル率の推移



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
資源化量 (d)	11	11	11	22	65	66	67	67
集団回収量 (e)	19	19	18	19	18	19	18	18
総資源化量 (f=d+e)	30	30	29	41	83	85	85	84
管理排出量 (g=c+e)	187	194	202	199	198	199	194	187
リサイクル率 (h=f/g)	16.1	15.6	14.5	20.5	41.9	42.7	43.7	45.2

<= H19目標 42.8

(管理排出量=総排出量+集団回収量)



次期環境基本計画策定について（案）



【参考】 環境基本計画について

○国の計画

【環境基本法】 第15条第1項（平成5年成立）

政府は、・・・環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

環境基本計画（第一次）	・・・平成	6年～平成11年
環境基本計画（第二次）	・・・平成	12年～平成17年
環境基本計画（第三次）	・・・平成	18年～（5年後目処）

○地方公共団体の計画

【環境基本法】 第36条

地方公共団体は、・・・区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。



【参考】 環境基本計画について

○県の計画

【岡山県環境基本条例】 第10条第1項（平成8年制定）
知事は・・・岡山県環境基本計画を定めなければならない。

エコビジョン2010・・・平成10年度～平成19年度
エコビジョン2020・・・平成20年度～平成32年度
（重点プログラムは24年度）

○本市の計画

【倉敷市環境基本条例】 第8条第1項（平成11年制定）
市長は・・・倉敷市環境基本計画を定めなければならない。

倉敷市環境基本計画・・・平成12年度～（平成22年）
倉敷市環境基本計画改定版・・・平成19年3月～平成22年度



【参考】 倉敷市環境基本計画について

倉敷市環境基本計画		倉敷市環境基本計画 改定版
計画期間	2000年度(平成12年度)～2010年度(平成22年度)	2007年度(平成19年3月)～2010年度(平成22年度)
策定・改定理由	国及び県の環境基本計画と連携し、倉敷市環境基本条例の規定に基づき、「倉敷市総合計画」とも整合性を保ちながら、公害の未然防止を図るとともに、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することをめざし、市民、事業者と協働して環境の保全と回復及び創造に関する施策を将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針として策定。	計画期間内において、京都議定書の発効、各種リサイクル法の制定、国の第三次環境基本計画の策定等、環境問題に対する取組の進展が図られるとともに、本市における船穂、真備町との合併による市域の拡大による状況変化に対応するため、改定を行う。
計画の位置づけ	21世紀に向けて本市が実施すべき環境保全に関する各種施策の基本的方向や目標、市、事業者及び市民の各主体の役割などを示す	本市が実施すべき環境保全に関する各種施策の基本的方向や目標、市、事業者及び市民の各主体の役割などを示す
対象範囲	自然環境、生活環境、快適環境、地球環境に関する項目	自然環境、生活環境、快適環境、地球環境に関する項目
計画構成	・現況と課題 ・望ましい環境像 (自然と人との共生し歴史と文化の薫る健全で恵み豊かな環境) ・基本目標(4項目) ・施策体系 ・市・事業者・市民の役割と取組 ・目標達成のための施策 ・地域別の環境づくり(倉敷、水島、児島、玉島) ・重点施策 ・計画の推進	・現況と課題 ・望ましい環境像 (自然と人との共生し歴史と文化の薫る健全で恵み豊かな環境) ・基本目標(4項目) ・施策体系 ・市・事業者・市民の役割と取組 ・目標達成のための施策 ・地域別の環境づくり(倉敷、水島、児島、玉島、船穂・真備) ・重点施策 ・計画の推進



1 策定体制（案）について

（１）庁内体制について

【倉敷市環境保全推進本部設置規程】により，次の組織で策定

- ①環境保全推進本部
本部長（市長），副部长（副市长），本部長（庁議構成員）
- ②幹事会
幹事長（環境政策部長），構成員（調整会議構成員）
- ③主管課長会
会長（環境政策部次長），構成員（主管課長会議構成員）
- ④ワーキンググループ
総括者（環境政策課長），
構成員（総括者が指定する部署の職員）
- ⑤事務局
環境政策課



1 策定体制（案）について

(2) 市民意見聴取方法について

【倉敷市環境基本条例第8条第3項】規定により，市民・事業者の意見を反映させるため，次の措置を講じる。

①（仮称）市民策定委員会の設置

市民・事業者の意見を反映させるため，公募等による市民等で組織する，市民委員会を設置し，庁内策定委員会と協働で計画策定を行う。

②市民アンケートの実施

現状調査・課題抽出アンケートと指標・目標値アンケートの2回実施。

③地区説明会の実施

地区別計画策定時の説明会及び地区意見聴取を実施

④パブリックコメントの実施（17年度）

施策体系（案）地区別計画（案）時点と，目標値の入った素案時点の2回実施。



1 策定体制（案）について

（3）倉敷市環境審議会について

【倉敷市環境基本条例第8条第4項】規定により、計画策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

①審議会への諮問時期について

（仮称）市民策定委員会と庁内策定組織とで、協働のうえ素案程度まで策定し、素案を付して諮問を行う。

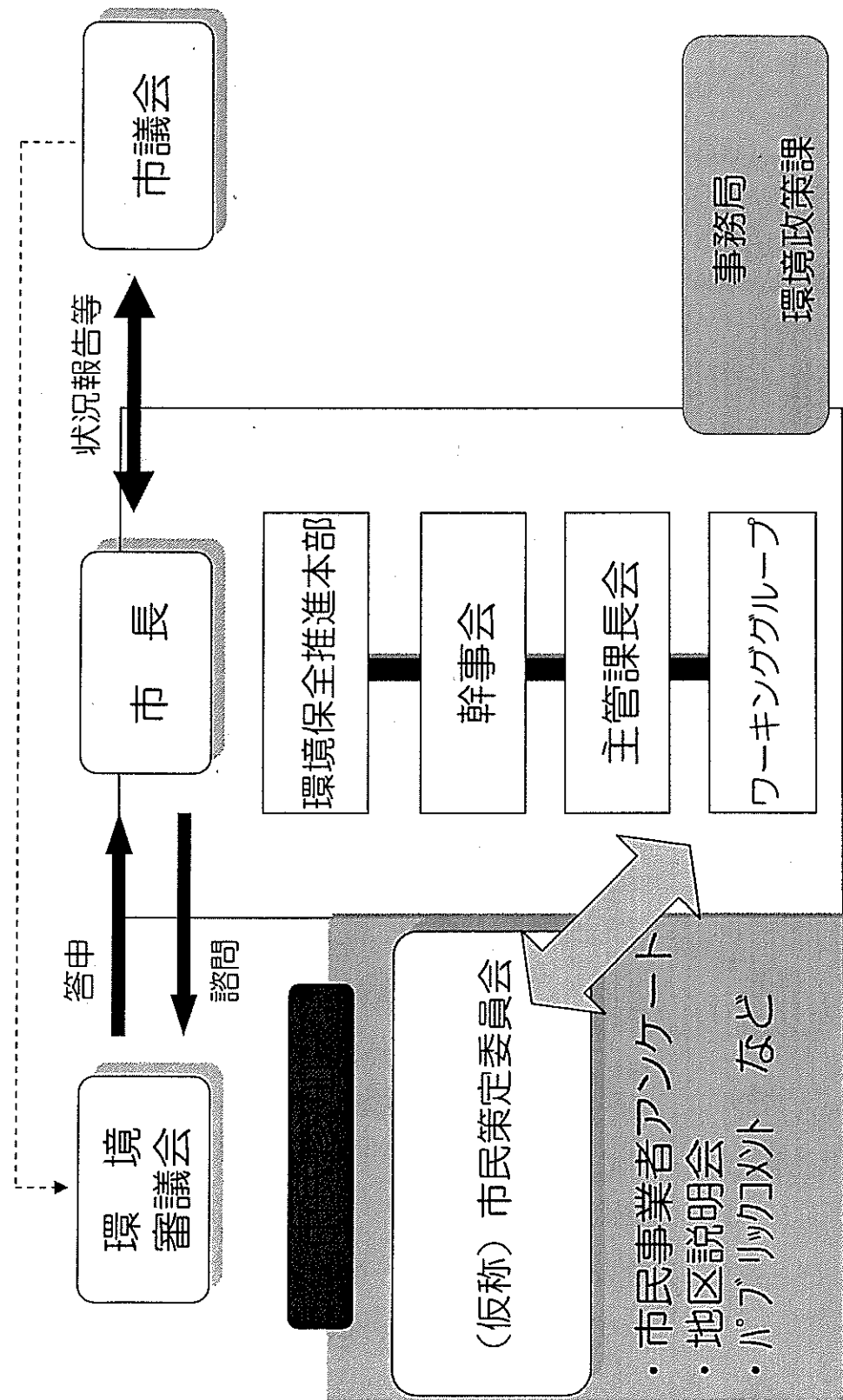
②策定方針（案）に対する意見聴取

策定体制や諮問時期等の策定方針について、あらかじめ審議会の意見を聴取しておく。



1 策定体制（案）について

次期基本計画（計画期間：平成23年度～）の策定体制（案）は次のとおり。





2 (仮称) 市民策定委員会について

(1) 委員構成について

○基本的には、公募とする。

※総合計画の（仮称）市民委員会の環境部会構成員からの
任命も検討（総合計画との整合性の確保）

○人数は20名程度

※基本目標（4項目程度）ごとの部会×5名程度

(2) 委員会の役割

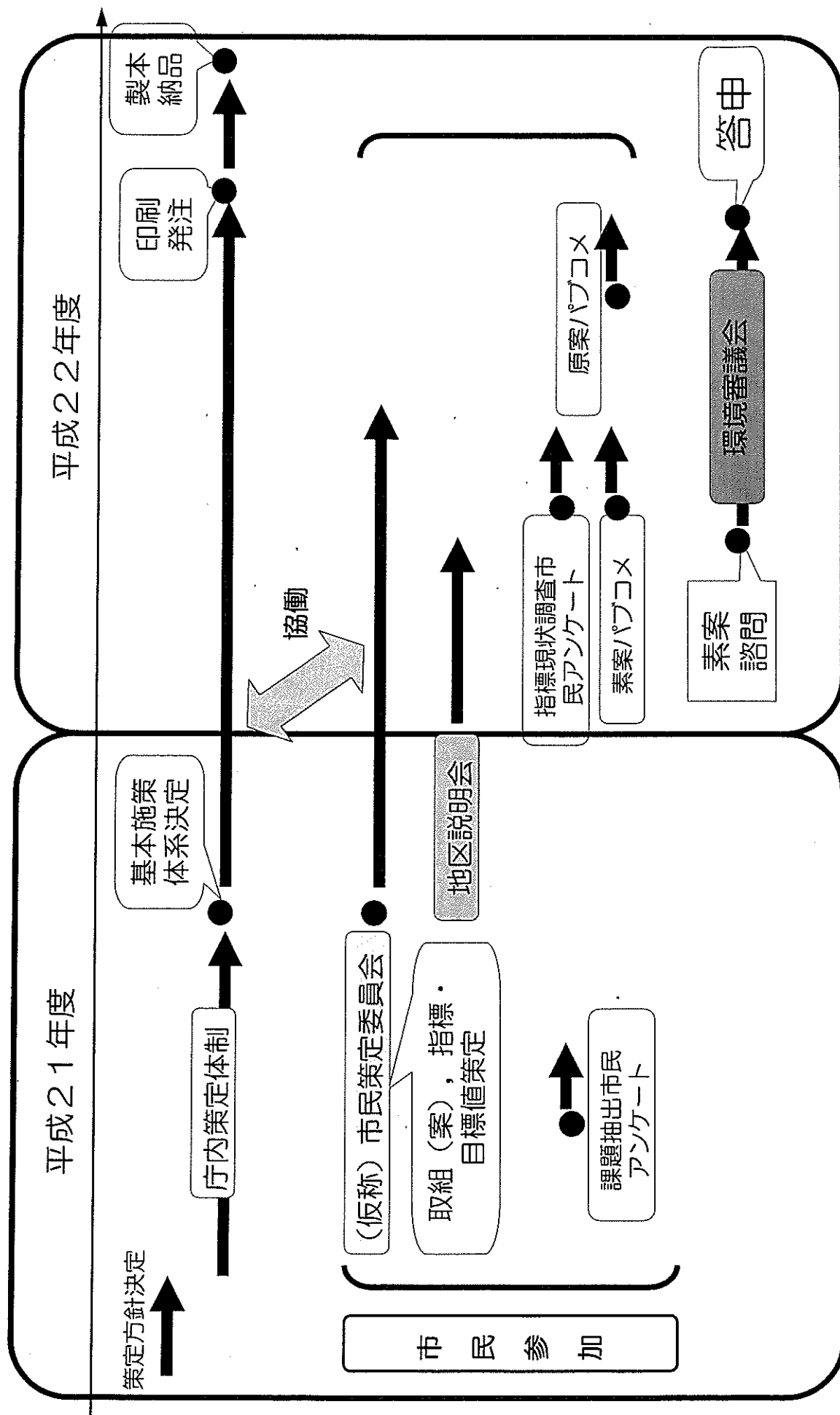
○施策体系ごとの市民・事業者の取組（案）作成

○庁内組織と協働で重点施策・地区別計画（案）作成

○指標・目標値（案）の検討



環境基本計画策定スケジュール（概要）



平成21年度 倉敷市環境月間関連行事

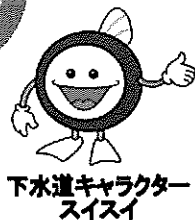
リサイクルフェア・インくらしき2009

日時：6月7日(日) 9:45~15:00

場所：水島緑地福田公園体育館・体育館前広場

内容：フリーマーケット、おもちゃの病院、修理再生家具の展示・販売、
バイオカート試乗体験、子ども広場・リサイクル・新エネルギーに関する
展示・実演、下水道探検ゲーム・コンポストの無料配付など

問い合わせ：一般廃棄物対策課(電話 086-426-3375)



環境監視センターの一般公開

日時：6月1日(月)~30日(火)

9:00~16:00(土曜、日曜を除く)

場所：環境監視センター

(福田町古新田368-2)

問い合わせ：環境監視センター

環境フェスティバル in イオンモール倉敷

楽しみながら、ごみや環境について考えるためのイベントです。

日時：6月13日(土)・14日(日)

10:00~20:00

場所：イオンモール倉敷セントラルコート

問い合わせ：地球温暖化対策室

地球温暖化対策のためのCO2削減/ ライトダウンキャンペーン

6月21日(日)午後8時~午後10時

*夏至(ブラックイルミネーション2009)

7月 7日(火)午後8時~午後10時

*七夕(七夕ライトダウン)

※ご家庭でキャンドルナイトをされる方には、
キャンドルの無料配布をしております。

問い合わせ：地球温暖化対策室

里のいきもの観察会

一里のいきものと遊ぼう！

市街地に近い西坂などでいきものにふれあいながら学びます。

日時：6月20日(土)10:00~13:00

場所：奥西坂自然活動基地(倉敷市西坂)

対象：自然に興味のある人

(小学生以下は保護者同伴)

申し込み：6月17日(水)までに環境政策課へ

お問合せ先

倉敷市 環境政策課

電話 086-426-3391

FAX 086-426-6050

メール eptc@city.kurashiki.okayama.jp

地球温暖化対策室

電話 086-426-3394

FAX・メールは環境政策課と共通

環境監視センター

電話 086-455-9355

FAX 086-455-9973

環境講演会

演 題 : 「タンチョウについて」

講 師 : 山本 利幸 氏

日 時 : 6月27日(土) 13:00~15:00

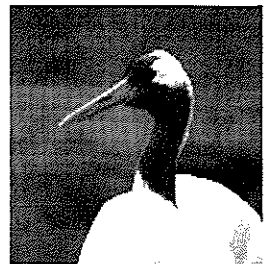
場 所 : ライフパーク倉敷 大ホール

その他: 参加費は無料です。

〈講師紹介〉

元後楽園事務所長・樹木医。

岡山県内でタンチョウに出会える場所は、後楽園、岡山県自然保護センター、吉備路つるの里など。



くらしき市民講座

環境監視センターの環境学習教室

倉敷市の環境を調査している環境監視センターで、水質簡易測定等を体験します。

日 時 : 7月26日(日) 9:00~12:00

場 所 : 環境監視センター(福田町古新田368-2)

対 象 : 小学校高学年以上の方(先着20名)

申し込み: 7月21日(火)までに環境監視センターへ

海辺教室

磯や砂浜などで生き物を観察し、瀬戸内の海について考えてみましょう。

日 時 : 8月2日(日) 10:00~14:00

場 所 : 児島通生の海岸

対 象 : 市内に住んでいる方(先着30名)

(小学生以下は保護者同伴)

申し込み: 7月17日(金)までに環境政策課へ

親子水辺教室

高梁川に生息する水生生物を採集し、観察します。生息している生物を調べることで、水のきれいさをはかります。

日 時 : 8月23日(日) 10:00~14:00

場 所 : 高梁川河川敷「水江の渡し」

対 象 : 市内の小学校高学年とその保護者

(合計先着40名)

申し込み: 8月7日(金)までに環境政策課へ

お問合せ先

倉敷市 環境政策課

電話 086-426-3391

FAX 086-426-6050

メール eptc@city.kurashiki.okayama.jp

地球温暖化対策室

電話 086-426-3394

FAX・メールは環境政策課と共通

環境監視センター

電話 086-455-9355

FAX 086-455-9973